

○長浜市福祉事業所人材育成支援事業補助金交付要綱

令和5年4月1日告示第124号

改正

令和6年3月29日告示第170号

令和8年3月31日告示第132号

長浜市福祉事業所人材育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内の福祉事業所における従業員のキャリアアップに関する取組の促進を図るため、予算の範囲内で長浜市福祉事業所人材育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。第7条において「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「福祉事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事業を行う事業所又は施設（児童福祉法に基づくものにあつては、障害児相談支援事業を実施する事業所に限る。）をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となるものは、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に主たる福祉事業所を有し、現に事業を営んでいること。
- (2) 相談支援従事者主任研修事業実施要綱（平成31年3月28日付け障発0328第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する相談支援従事者主任研修又は相談支援従事者研修事業実施要綱（平成18年4月21日付け障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する相談支援従事者初任者研修（補助金の申請日が属する年度内に開催されたものに限る。以下「研修」という。）を修了した従業員が所属していること。
- (3) 補助金の申請時において、納期限が到来している市税に未納がないこと。

(補助金額)

第4条 補助金額は、研修を修了した従業員1人当たり2万円とする。ただし、補助金の交付は、従業員1人につき1回とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、長浜市福祉事業所人材育成支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、研修の修了の日が属する年度の3月末日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 修了証書の写し等事業の実施内容が分かる書類
- (2) 通帳の写し

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、長浜市福祉事業所人材育成支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第7条 規則第14条第1項に規定する実績報告は、第5条に規定する交付の申請をもってなされた

ものとみなす。

- 2 規則第15条に規定する確定通知は、前条に規定する決定の通知をもってなされたものとみなす。
(補助金の交付決定の取消し及び不当利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対し、第6条の規定による交付決定を取り消し、交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
(補助金の経理等)

第9条 補助金の交付を受けた事業者(次項において「補助事業者」という。)は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(告示の失効)
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和6年3月29日告示第170号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定(同項にただし書を加える部分を除く。)は、令和8年3月31日から施行する。